



農業委員会だより

No. 29 2020年3月発行

編集/発行 本別町農業委員会

会長 山西 輝美

本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

新年度を前に

本別町農業委員会会長

山西 輝美



委員会だよりの発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。農業者の皆様には、日頃より委員会の活動に対しご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

昨年は、春先の干ばつ、強風による被害や低温、長雨とその後の夏場には異常な高温と、様々な異常気象の中においても秋の収穫作業は順調に終える事ができ、また十勝管内系統農協の総売り上げが3500億円を超えた事は農業者の努力の賜物です。

しかし、TPPや世界の経済の影響などの肉類の小売価格低迷によって、牛の個体販売が全ての種で下がりつあるのが気に掛かるところです。本町の農家戸数は既に300戸を割りましたが、まだまだ減る事が予想

されます。後々に残った担い手の皆様に、いかにしてその畠を再分配されるのか、考慮していかなければいけない時期に差し掛かっている様に思えます。まずは、各自身における将来の經營規模を念頭において、一段階上の經營を目指し準備をして欲しいものであります。生産資材、肥料、家畜の飼料、そして高価格となつた農作業機等の経費をどう抑えるかが問題でしょう。また、国は色々と政策（補助金を含む）を出しますが、畠作、畜産問わず先行きが不安でなりません。

今年は農業委員会の新制度の下、2度目の改選を迎える。代表として選出された方は、頑張って頂く様心から望みます。併せて行政委員である農業委員は、公平公正な職務遂行を求めるのは言うまでもありません。

昨年の暮れから温暖な日々が続いていましたが、2月に入つて本来の冬の様相になりました。気温が低い日もありますし、昨年からのインフルエンザに加えて、新型コロナウイルスには充分お気を付けください。

結びに、農業者の皆様方にとりまして実り豊かな年となりますよう、心からお祈り申し上げご挨拶とします。

ます。後々に残った担い手の皆様に、いかにしてその畠を再分配されるのか、考慮していかなければいけない時期に差し掛かっている様に思えます。まずは、各自身における将来の經營規模を念頭において、一段階上の經營を目指し準備をして欲しいものであります。生産資材、肥料、家畜の飼料、そして高価格となつた農作業機等の経費をどう抑えるかが問題でしょう。また、国は色々と政策（補助金を含む）を出しますが、畠作、畜産問わず先行きが不安でなりません。

本別町賃借料情報

平成21年の農地法改正により、標準小作料は廃止され、農地法第52条の規定に基づき農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

農地法第3条、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業で賃借された本別町の実勢賃借料を集計しましたので、賃借料の判断材料としてご活用ください。

H31年1月～R1年12月に許可・公告した賃借料水準

	最高金額	最低金額	平均金額	契約件数
第1地帯	16,600円(9,180円)	410円(3,310円)	7,970円(7,330円)	30件(14件)
第2地帯	12,200円(6,980円)	5,000円(6,150円)	7,360円(6,710円)	20件(4件)
第3地帯	11,000円(6,090円)	4,240円(6,090円)	7,390円(6,100円)	9件(1件)
牧草専用地帯	1,850円(なし)	1,850円(なし)	1,850円(なし)	1件(なし)

※金額は算出結果の10円未満を四捨五入しています。

※各地帯の詳細については農業委員会へご確認ください。

※括弧内は農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業で賃貸された分です。

金額は全て10aあたりです。

農業委員会活動報告

①十勝農委連講演会

「スマート農業で変わる

十勝農業の未来」

令和元年11月15日、帯広市民文化ホールにて北海道大学大学院農学研究院准教授の岡本博史氏を招いて講演があつた。



北海道大学大学院准教授 岡本 博史氏

②十勝東部地区農委連研修会

11月25日に東部6町による研修が本別地区担当で開かれ、北海道立農業大学校の概要説明を受けた。

農業大学校の設備としては、ICT

農業を平成28年から、自動操舵や圃場マッピングソフト、ドローンなどを積極的に導入し、省力化に向け必要な知識の習得を目指している。

後継者の育成だけの場ではなく、UTA（農業研修、一般農業者の作業免許（玉掛け技能、ガス、アーケク溶接など）の取得の場として利用されている。



③農地・振興部会合同管外研修

12月2日～3日の2日間にかけて、農地部会および振興部会合同の管外研修が行われ、由仁町、札幌市、苫小牧市にて研修を受けた。

由仁町縁結び協議会の取り組み

後継者の未婚化・晩婚化に係る実情や課題を把握し、希望する町民に多くの出会いの場を提供する事を目的とし、「由仁町縁結び協議会」を平成28年11月にJA、商工会、縁結び相談員（11人）などで構成し設立した。

縁結び協議会は、総会や連絡会議などで情報を共有化し、年2回の縁結びイベントなどを開催しており、今まで3組の成婚実績を上げている。

縁結びイベントの参加者の年齢構成としては、女性参加者の方が高いとのことである。

課題として、男性参加者の積極性、身だしなみや会話術の欠如、カツップル成立後、女性に対しての対応が不十分な事を上げていた。

今後の取り組みとしては、女性希望登録者の増加のため広報等周知の強化、男性希望登録者のスキルアップ・マナー講習やイベント事前セミナー講習の開催、イベントが苦手な希望登録者へ

の個別マッチング、イベントのマンネリ化解消など実施後の反省・改善点の再考が必要であると説明を受けた。



※由仁町PRポスター
画:杉基イクラ（漫画家、由仁町出身）

2000万控除

農地を譲渡した際の税控除には、これまでも1500万円控除（農業公社に買入要請）と800万円控除（基盤強化法）があるが、新たに2000万控除の制度ができたとのことで、本別町においても利用が可能であるかを学んだ研修であった。

導入については課題も多く、今後どのように取り組んでいくかは未定である。

日本ニューホーランド

苦小牧デポ視察



日本ニューホーランド苦小牧デポにて

日本ニューホーランドで取り扱うトラクターをはじめ、農作業機は全て一度、苦小牧デポに搬入し日本の法律に合うように点検、整備を行う拠点である。

ニューホーランド純正のガイダンスシステムをはじめ、収穫データの収集からデータ管理や可変施肥の技術まで、一連の精密農業の提案も行つていると説明を受けた。

これからの農業の省力化、大規模化を補ってくれるであろう、農業機械のI.O.T化を取り入れていく事も必要と感じた。

弘前大学助教の正木卓氏より基調講演があり、農家戸数、耕作面積、借地面積等の動向や農業就業人口の減少、高齢化等による要因により、益々規模拡大化が進む。

今後の大規模経営の後継者問題を考える場合、少數の大規模農家の存在は地域農業の存続の観点より好ましくなく、家族経営から大規模な法人経営等多様な担い手がバランス良く地域に存在することが望ましいとの提唱があった。

場合によつては中小規模農家に優先的に耕地を配分し、中農層を育成し、それが後継者の育成、地域活性化につながるとの説明がなされた。

④市町村農委活動研修会

令和2年1月21日、札幌市において北海道農業会議主催による「市町村農業委員会活動強化研修会」が開催され、全道より500人以上の委員・関係者が参加した。



弘前大学
助教 正木 卓氏

事例報告は、株式会社at Local代表取締役堀田悠希氏より
「地域を巻き込み地域を発信していく道の駅ピア21しほろを通じて」をテーマに笑いを交えながら報告があつた。



at Local
代表取締役 堀田悠希氏

⑤全道農業者年金研究会

「老後に備える生活設計とマネープラン」

令和元年度の全道農業者年金研究会が1月22日、全道から約500人の農業委員が参加して札幌で開催された。

講演では、「老後に備える生活設計とマネープラン」と題してファイナンシャルプランナーの須藤臣（とみ）氏から、農業者年金の優位性について説明を受けた。

須藤氏のユーモアに富んだ話は受講者を飽きさせることなく、最後まで研修を受ける事ができた。

新規オープン時は1日8000人
の来場、施設内食堂1時間待ち、力

フェのハンバーガー10分で完売と大盛況だった反面、ティクアウトメニューや不足、接客・サービスがまならない、食器が足りない、商品がない、人手不足でスタッフが倒れていく等課題もあり、町民からのクレームも絶えなかつた等苦労話も。スタッフを大事にして、地元オリジナル商品を追及し、ブランド化を図り新しい士幌町の町づくりのモチベーションを熱く語られた。

農地を貸そう、売ろう！と思った時の



農地を貸したい。売りたいなあ
...と思ったら、まずは

お役立ちフローチャート

農業委員会に相談

売買、貸借の方法を選択

- 売りたい人、貸したい人は決まっている
- 価格は自分で決めたいなど

農地法3条での売買、貸借となります。

相対での取引になるので買い手、受け手、売買、賃貸価格等を双方で自由に設定できます。

○売買に関しては、出し手の譲渡所得税の控除等はありませんので、売買価格の20%程度の税金が掛かります。

○受け手の諸税の軽減もありません。

○申請書の作成や所有権移転登記など、全て本人が行います。

行政書士に依頼することが出来ます。(有料)

総会にかけたい月の前月末までに提出してください。総会で審議後、許可書が交付されます。

農業委員会での手続きは、ここで終了です。

売買・贈与の場合は法務局で所有権移転登記をする時に許可書の添付が必要となります。

農地利用調整委員会を組織

現地調査をして価格設定

利用調整マニュアルに従って売買価格を決定します。
(右ページの土地評価表様式参考)

農地利用調整委員会の開催

申出者全員で集合し、売買の決定をします。

- ①出し手に価格の提示
 - ②受け手に順位を発表し、上位から順に価格の提示
- 双方の合意が得られなければ不成立で終了

★ 受け手の優先順位 ★

- ① 地区内の認定農業者
- ② 地区外の基盤強化法賃借者
- ③ 地区外の認定農業者

以上を基準に、様々な条件を考慮して決定します。

- 誰に売ってもかまわない
- 適正な価格でおまかせしたいなど

基盤強化促進法での売買、貸借ができます。

売買価格、貸借価格、および「受け手」の決定を農業委員会にゆだねます。

○売買に関して出し手の所有権移転登記費用がかからない。

○出し手は譲渡所得から800万円の特別控除を受けることができます。

○受け手も低利な制度資金、スーパーL資金が使える

○登記に係る登録免許税が軽減される

(評価額の20/1000→8/1000)

○不動産取得税が軽減される。(評価額の1/3)

(測量・分筆があった場合の経費は別途)

○貸借に関しては、貸借期間を決めるため、解約、更新がスムーズ。

○契約書の作成、移転登記等は農業委員会が行います。

売買の流れ

出し手が申出書を提出する

対象農地の地域の農業委員(アドバイザー)から
農地情報が発信される

受け手が申出書を提出する

利用調整委員会で売買が決まらなかった場合、その場の参加者と協議して決定する場合もあります。農地取得の意欲があれば、優先順位は気にせず申し出を！

農地売買成立!!

農地保有合理化事業 を利用する？右ページ

農地保有合理化事業 を利用する

出し手、受け手の双方が価格面で合意をすれば、
『農地保有合理化事業』の利用の有無を確認します。
これがいわゆる『公社につなぐ』事業です。

☆原則、最終全地処分の一度だけ利用できる。

☆出し手は農業公社に売る。

受け手は公社から5年間賃借した後、買い受ける。

☆賃借料は売買価格の2%(年間)。

☆出し手は譲渡所得から1,500万円の控除。

☆出し手は売買価格の約2.2%(消費税込)の手数料を公社へ支払う。

利用するか否かも双方が合意の上で決定します。

出し手はまとまった農地を売る際に有利です。

受け手は賃借料の安い5年間で経営を安定させた後に計画的な買い受けをすることができます。

農地売買
成立!!



土地評価表の様式です！

土地評価表

様式 9-1

売買	調整委員長	委員	アドバイザー	委員	調査日
調整委員	委員	委員	委員	委員	
出し手	住所				氏名
土地の表示	番号	所在	地番	登記	現況
1					面積(m ²)
2					
3					
合計					評価価格 金額(円)

調査事項

項目	細目	1	2	3	4
自然条件	① 作土の判定	優	10	普通	8
	② 表土の厚さ	30cm以上	10	30~25cm	8
	③ れき	ほとんどない	10	多少ある	8
	④ 曜	良好	10	やや日陰	8
	⑤ 排水・保水	優	10	普通	8
	⑥ 面積	1ha未満2、1~1.5ha3、1.5~2ha4、2~2.5ha5、2.5~3ha6、3~3.5ha7、3.5~4ha8、4~4.5ha9、4.5ha以上10			
	⑦ 形状	正形	10	やや正形	8
	⑧ 傾斜	ほとんどない	10	やや傾斜	8
	⑨ 作業道利便性	良好	10	やや不良	8
	⑩ 災害等	ほとんどない	10	多少ある	8
その他	⑪				%
その他	⑫	モデル価格率50%適用できる、排水性(やや劣る△10%、劣る△20%、相当劣る△30%、極めて劣る△40%)適用できる 小面積(1ha30%、0.5ha50%適用できる、生芝採取(1~5年10%、6~10年5%)適用できる、鳥獣被害(軽度△10%、中度△20%、甚大△30%)			%

地帯標準(モデル)価格 円

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑪	⑫	評価価格
1													
2													

地帯標準(モデル)価格 円 × ①~⑩合計 100 × ⑫ 円

総金額 千円

ご存知
ですか

「アドバイザー」と「利用調整委員」

農地の売買・賃貸を相対で行わず、受け手の選択や金額を農業委員会に委任する方法があります。
その業務の中で、農業委員は「アドバイザー」「利用調整委員」という役割を担います。
それぞれの役割で、実際にどのような業務が行われているのか紹介します。

アドバイザー

利用調整委員と地域のパイプ役

申出があった農地のある地域の農業委員がアドバイザーになります。※例外有

アドバイザーの業務

調整がスムーズ
に進むように調
査します。わから
ない事があればアドバイザ
ーへ！



★ 受け手を探す

- ・「農地情報」を地域に回覧します。
- ・適格者への声かけや、必要に応じて地域で集会を開き説明などをします。
- ・農地についての質問などに答えます。

★ 農地の状況を調査

- ・利用調整委員に説明できるよう、所有者、利用者、地域の農業者から聞き取りなどを行います。

○確認する項目の例：

作業道の確保状況、農地の境界、年間を通しての生産性や排水性、過去の基盤整備の状況、水道・ガレキなどの埋設物の有無、その他評価の参考になる事例

★ 地域と利用調整委員との橋渡し

- ・出し手からの要望や地域からの声を利用調整委員に伝えます。

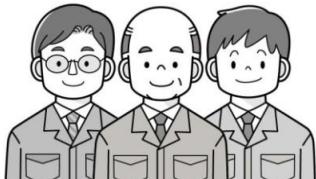
利用調整委員

最適な相手に適正価格で

3人以上の農業委員で利用調整班を構成し、申出があった順に担当します。※例外有

利用調整委員の業務

どの班が担当し
てもほぼ同じ結
果が出るシステ
ムを採用し、適
正価格の提示に
努めます！



★ 農地の評価

- ・実際に農地に入り、アドバイザーから意見を聴取しながら「土地評価表」に基づき評価、適正な価格を算出します。

○評価項目の例：

土質、表土の厚さ、排水性、形状、れき、傾斜、作業道の有無、災害の有無、面積、日照など

★ 受け手の選定

- ・受け手の希望者が複数の場合、様々な条件を考慮して優先順位を決定します。

★ 利用調整委員会の開催

- ・出し手と受け手希望者を招集し、調整結果の提示と意向の確認を行う「利用調整委員会」を開催します。
- ・出し手と受け手、双方の合意が得られれば契約を行います。

より実態に即した農地の状況を調査するため、当事者はもちろん近隣の方にお話を伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

元 気 な 女 性 の 雜 感

民泊受け入れ農家となりて

奥仙美里 山田 香織



か、何を見てみたいのか……などは私自身が良くわかつていました。自分が日々、じじいで暮らししながら受けている発見や感動を、来ててくれた高校生の子達に「ああー。どうだ!」という気持ちで毎回受け入れをしている次第です。

やつていて一番樂しいのは、いちらの期待を裏切らない、楽しげな反応が返ってくれば。基本、我が家は酪農家ですので日常になじてこむ仕事を一通り一緒にやっていくだけなのですが、「これやらせてあげたら絶対喜ぶぞっ」とか「絶対感動するぞっ」などなど、受け入れ農家たるもの色々な技と趣向を凝ります。そして想像以上の反応をしてくれる「わあやつてみたいなあー。」と思つて受け入れが始まりました。

実は私は、かなり前から北海道のファンとして、縁あって東京から本別町へ嫁に来ました。なので、都会から来る子達が北海道の農家に来て、何に感動するか、句をしてみたいの



と書いたら、他の受け入れ農家さんには怒られそうですが、ほんとのことです。ですが、受け入れが始まると普段ボサボサ頭の私も主人も、多少身だしなみに気をつかうようになります。化粧まで始まるときあります。ついの子供達「おじいちゃん(おねえちゃん)来る!」と田がキラキラはじめます。そして家中がすごいきれいになります(一瞬)。ピチピチの高校生が家中に入るのは自然です。

今年も無理のなに程度に、受け入れ頑張ります!



今年もまた、民泊の季節がやってきます。受け入れは樂しいことばかりではありません。まつきの言つて大変だし面倒でideon。こんなに

~39歳までの皆様へ

農業者年金の 政策支援加入で 将来の安心を!



政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し 経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満 たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内) に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-

農業者年金への加入・相談等については、JA本別町管理部企画課
もしくは農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会 TEL 22-8125

最終合意に至った日米貿易協定により、道内、十勝農業にどの様な影響が出るか
不透明な中で、十勝農業は史上最高の稔り豊かな収穫の秋を迎えることができました。これは喜ばしい限りです。
30年に一度、50年に一度と言われる災害が毎年のように襲つて来てますが、今は平穏な一年になる事を願うばかりです。

平成から令和への御代わりが慌ただしい中にも無事に終わり、皆様には気持ちも新たに新年を迎えられた事と思います。去年を振り返れば、5月の強風による砂嵐・多重追突事故、6月の高温、7月の低温・日照不足・後半の高温、更には台風15号、19号、21号による東日本を中心とした風水害と、自然の猛威を見せ付けられた一年でした。これも環境破壊・地球温暖化の影響が大きいものと思われます。

編集後記
わざわざお読みいただき、誠にありがとうございます。この記事は、農業者年金の政策支援加入についての情報提供を目的としています。農業者年金は、農業者やその夫婦が年金を受け取れる制度です。加入要件として、39歳までに加入する必要があります。また、農業所得が900万円以下である場合、認定農業者で青色申告者等の場合は、保険料の国庫補助を受けられます。この補助額は、35歳未満の場合と35歳以上の場合で異なります。具体的な補助額は、上記の表をご参照ください。農業者年金への加入や相談等については、JA本別町管理部企画課や農業委員会へお問い合わせください。TEL: 22-8125